

**石川県販路開拓強化支援事業費
補助金公募要領**

(公財)石川県産業創出支援機構

1 目的

本事業は、石川県内に主たる住所を有する中小企業者等が、国内外（県内は除く。）における展示会・見本市等への出展・開催や、オンラインを活用した販路開拓に必要なツール制作等に係る事業に対して、その費用の一部を補助することにより、県内中小事業者等の販路開拓を支援するとともに、産業の振興・発展を図ることを目的としています。

2 補助対象者

石川県内に主たる事務所、事業所、工場等を有する中小企業者（※）（従業員数5名以下の中小企業者を含む）、個人事業主を対象とします。

※ 中小企業者とは、以下の表の左欄に掲げる主たる事業として営んでいる業種が、業種ごとの資本金基準又は従業員基準のいずれかの基準を満たす会社及び個人をいいます。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 〔資本の額又は 出資の総額〕	従業員基準 〔常時使用する 従業員数〕
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

- ・ 常時使用する従業員には、事業主・法人の役員・臨時の従業員を含みません。
- ・ 業種分類は、日本標準産業分類の規定に基づきます。
- ・ 大企業と以下に掲げる関係を持つ企業（いわゆる「みなし大企業」）は対象外です。
 - ①発行済株式総数又は出資価格総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ②発行済株式総数又は出資価格総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者（ただし、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合は、大企業として取り扱わない）
- ・ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条第5項の性風俗関連特殊営業、石川県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員または同条第4号に規定する暴力団員等と関係がある場合）については、本補助金の対象外となります。

3 スケジュール（予定）

日程	内容
令和3年4月28日（水）～6月15日（火）	公募
令和3年6月中旬～7月中旬	審査・採択決定
令和3年7月下旬	交付決定

4 対象事業

項目	内容
事業期間	令和3年4月28日（水）以後に開始し、令和4年2月28日（月）までに完了する事業（事業経費の支払等も含めたすべてが完了するまでの期間）
補助対象事業	<p>(1) 販路開拓に係る事業 国内外（県内は除く。）における展示会・見本市等への出展・開催 (例)・オンラインを含む展示会・見本市等への出展・開催（グループでの出展・開催も可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示即売会や物産展等への出店・開催 ・百貨店やセレクトショップ等でのポップアップストア出店 <p>※自社の製品・技術・商品・サービスの販路開拓を目的としていないものは対象外とします。 ※特定の顧客を来場対象とする展示会や商談会等は対象外とします。</p> <p>(2) オンラインでの販路開拓に必要なツール制作に係る事業 (例) PR動画制作、WEBカタログの制作、クラウドファンディングのプロジェクトページの制作、自社ECサイトの新規開設 等</p>
補助対象経費	<p>(1) 販路開拓に係る事業 小間料（出展料）、会場借上料、什器備品借上料、小間装飾費、輸送費、保険料、資料（パンフレット等）作成費、印刷費、光熱水費、通訳費、広告宣伝費、雑役務費、委託費（企画制作、設計）</p> <p>(2) オンラインでの販路開拓に必要なツール制作に係る事業 外部事業者への委託費（企画構成・制作、動画制作、WEBカタログ制作、掲載文ライティング、写真撮影、翻訳）、広告宣伝費</p> <p>※パソコン等設備購入費、ビデオカメラや編集ソフト等の購入費、その他消耗品費は対象外とします。</p>
補助金限度額	<p>(1) 販路開拓に係る事業 <u>補助対象経費の3分の2以内で50万円</u>を限度とする。 なお、交付1件あたりの補助金額が10万円以上の事業であること。 （1,000円未満の端数は切り捨て）</p> <p>(2) オンラインでの販路開拓に必要なツール制作に係る事業 <u>補助対象経費の2分の1以内で25万円</u>を限度とする。 なお、交付1件あたりの補助金額が5万円以上の事業であること。 （1,000円未満の端数は切り捨て）</p>
その他 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・他の販促に係る補助金と本補助金との重複申請は認められません。 ・消費税及び地方消費税につきましては、原則、補助対象外とします。 ・補助対象経費が<u>事業期間内（令和3年4月28日～令和4年2月28日）に支払われている</u>ことが必要です。 ・同一の事業者が（1）と（2）両方に申請することは可能です。 ・補助金の限度額まで、複数の取組（2つ以上の展示会出展等）を申請することは可能です。 ・クレジットカード（リボ払い含む）、電子マネー、QRコード払いでの支払いは対象外とします。

5 公募方法

(1) 手続き

次の書類を、原則、郵送又は宅配便にて、1部ずつ提出してください（FAX、メール等での提出は認められません）。

- ① 石川県販路開拓強化支援事業費補助金 交付申請書（様式第1号）
 - ② 直近の確定申告書等、現在営業していることが分かるもの
 - ③ 経費の根拠資料（見積書、請求書、展示会案内等で経費明細が確認できるもの）
 - ④ 取組の概要が分かる資料（例：出展する展示会のパンフレット、外部へ委託する事業の場合は仕様書等（見積書に詳細項目が書かれていれば代替可能））
- ※②～④はコピーでもよいものとします。

申請書の様式については、（公財）石川県産業創出支援機構ホームページからダウンロードできます。<https://www.isico.or.jp/support/dgnet/d41153248.html>

(2) 提出期限

令和3年6月15日（火）17：00（必着）

6 審査・採択等

(1) 審査方法

原則として書面審査とし、必要に応じてヒアリング等を行う場合があります。
（審査は非公開で行われ、審査経過に関する問い合わせには応じられません。）

(2) 通知

審査結果につきましては、（公財）石川県産業創出支援機構から通知いたします。
なお、採択された場合でも、予算の都合等により補助金額が減額される場合があります。

(3) その他

企業名、住所、電話番号、代表者名、事業名、事業期間、補助金額等を公表する場合があります。

7 補助金の交付

補助金の交付に際しては、下記の手順に従って手続きを進めてください。

① 実績報告書の提出

- ・補助対象事業の事業完了後に実績報告書（当該年度の成果にかかる報告書（様式第6号）及びその経費に係る経理証拠書類等）を提出していただきます。

※なお、上記に加え、展示会等の様子が分かる写真画像、外部へ委託した場合は、企画書・仕様書・制作物（サイトのURL、主なページのコピー、キャプチャ画像（5秒ごとに1枚が目安）等）を提出してください（DVDでの動画提出は不要）。

※実績報告書の提出時期は、事業期間終了から2週間以内（令和4年3月11日（金）迄・当日消印有効）を予定しています。

- ・（公財）石川県産業創出支援機構にて、実績報告書を確認後、額の確定通知書を発行します。

② 請求書の提出

- ・額の確定通知書の到着後、通知書に記載されている補助金額を補助金請求書（様式第5号）に記入し、提出していただきます。

- ・（公財）石川県産業創出支援機構にて内容を確認後、補助金を交付します。

8 その他の留意点

補助事業として採択された場合は、以下につきまして、ご了承ください。

- （1）交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を一定以上変更しようとする場合、もしくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- （2）補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- （3）補助事業期間中の進捗状況確認及び補助事業終了後の確定検査のため、（公財）石川県産業創出支援機構等が実地検査に入ることがあります。
- （4）補助事業者が本事業に関して他の用途への無断流用、虚偽報告等をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- （5）補助事業者に対し、補助金交付後、（公財）石川県産業創出支援機構等からフォローアップ調査（成果等に関する聞き取り調査、アンケート調査等）を行うことがあります。

9 問い合わせ先（申し込み先）

〒920-8203

石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター 新館1階

（公財）石川県産業創出支援機構（ISICO） 販路開拓推進部 販路開拓課

TEL：076-267-1140（9：00～17：00【※土日祝日を除く】）